

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 7月27日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
国際水産資源研究所長 八吹 圭三

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 南極海における高精度海洋観測業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 入札説明書による。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、課税対象分経費に当該金額の100分の8に相当する額を、加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に不課税の経費の金額を合算した金額を切り捨てた落札価格とす。入札者は、消費税の10%に相当する金額を、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」、「情報処理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所業務推進部業務管理課用度係  
電話 054-336-6027  
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「南極海における高精度海洋観測業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「南極海における高精度海洋観測業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年8月7日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより

入札説明会に代える。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るおそれのある記述がある場合及び個人に関する情報等は、当該回答するに当たっては、回答者のみならず、関係者を含む個人を伏せられる。また、入札説明会に代える。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るおそれのある記述がある場合及び個人に関する情報等は、当該回答するに当たっては、回答者のみならず、関係者を含む個人を伏せられる。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成30年8月22日 14時00分  
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
国際水産資源研究所 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成30年8月21日 17時00分  
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 競争参加者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本仕様書に示した受注者に求める技術・経験を満たすことを証明する書類を平成30年8月10日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※注2  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 南極海における高精度海洋観測業務
  
2. 業務目的 開洋丸を用いた南極海東インド洋区におけるナンキョクオキアミを中心とした生態系総合調査の主目的の一つに、海洋観測による海洋環境の長期変化の有無の検出に資するデータ収集が掲げられている。このためには、本調査の海洋観測結果を、1995/96年に豪州が同海域で実施した、海洋、ナンキョクオキアミ及び環境の基本調査（Baseline Research on Oceanography, Krill and the Environment、BROKE）と比較検討することが必要である。BOROKEでは本海域における海洋の大規模循環ならびに主要な水塊に関する研究に資するため、海域全体において表層から海底直上層までをカバーする高精度な海洋観測が、当時の世界標準である世界海洋循環実験計画（World Ocean Circulation Experiment、WOCE）マニュアルに準拠して実施された。本業務はBROKE同様の観測点及び観測層で同水準の精密海洋観測を実施するために必要な助言を得ると共に、それに必要な機器調整、実験室整備および高精度データセット作成を行う事を目的とする。
  
3. 乗下船場所 乗船場所：オーストラリア メルボルン  
下船場所：オーストラリア シドニー
  
4. 船舶及び海域 (1) 調査船舶 漁業調査船  
(2) 操業海域 南極海
  
5. 観測者数 1名
  
6. 業務期限 平成31年3月20日
  
7. 乗船期間 自) 平成31年1月17日（乗船予定日）  
至) 平成31年3月 4日（下船予定日）
  
8. 業務内容  
受注者は乗下船場所にて観測者を乗船期間において乗船させ下記業務を実施するとともに、業務期限までにデータ等を納入すること。海洋観測で要求される測定の拡張不確かさについては、BROKEが準拠したWOCEが2002年に終了したので、WOCEマニュアルの後継である、全球海洋各層観測調査プログラム（Global Ocean Ship-based Hydrographic Investigations

Program、GO-SHIP) による海洋観測マニュアル (Hood et al., 2010) に準拠することとする。なお、日本海洋学会が定める海洋観測ガイドラインの精密海洋観測で要求される精度も GO-SHIP と同水準であるが、GO-SHIP マニュアルの方が外洋域観測に特化しており、本調査が南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) への貢献および過去に実施された BROKE との比較を目的としていることから、国際水準である GO-SHIP マニュアルを採用する。

- (1) CTD (Sea-Bird Electronics 社製) による海洋観測の助言
- (2) CTD システムから出力したデータを GO-SHIP に準拠した方法による水温、塩分、溶存酸素データの補正を行い、データセット作成をすること。提出するデータは 1 dbar 毎の水温及び塩分データとし、水温精度  $\pm 0.002^{\circ}\text{C}$ 、塩分精度  $\pm 0.002$ 、圧力精度  $\pm 3\text{dbar}$  とする。
- (3) 溶存酸素滴定装置 (紀本電子工業(株)製 DOT-15X) による測定
- (4) 溶存酸素滴定装置で得られたデータから求めた GO-SHIP に従った観測データセット作成をすること。提出するデータは上記 CTD システムから得られたデータ項目毎の溶存酸素データとし、精度は  $\pm 0.15 \text{ umol kg}^{-1}$  とする。
- (5) 実験室片付け、機材積み降ろし準備
- (6) 取得した観測データの品質管理を行い、業務完了報告書、作業日誌、エラーデータやノイズを除去された品質管理済みデータセットを業務期限までに納品場所へ提出すること。

## 9. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所 (横浜)

## 10. 受注者に求める技術・経験

- (1) CTD 採水観測において、海面から海底直上 (目標は海底上 10 m) まで業務内容に示した GO-SHIP 準拠の精度が得られる物理海洋観測が可能であり、かつ、経験を有していること。
- (2) Sea-Bird Electronics 社製 CTD システムから出力したデータを GO-SHIP に準拠した方法によりデータの補正ができる能力があること。
- (3) 溶存酸素測定において、GO-SHIP に準拠した高精度測定が可能であり、かつ、経験を有していること。
- (4) 南極海もしくは北極海における観測経験を有し、極低温環境において安全に観測作業を実施する能力があること。

## 11. 消耗品等の取扱

船上で必要な機材、薬品類、工具等は発注者にて支給する。受注者は、陸上および船上で安全に作業がおこなえるように、安全確保に必要な安全靴、安全帽等を被服類を用意すること。

## 1 2. 乗船に係る経費

本業務にかかる受注者に係る乗船経費、交通費、食費、通信費、雑費等全ての経費は受注者が負担するものとする。

## 1 3. その他

- (1) 受注者及び受注者の使用者は乗船する船舶の船内規則に従うこと。
- (2) 本契約における調査船乗船に必要な関係各所への提出書類について迅速に作成し対応すること。
- (3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。